

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

---

(昭和58年9月～昭和59年8月末日まで)

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### I 人口

(1) 人口問題審議会が報告書(いわゆる人口白書)を提出(昭和59年6月20日)

---

人口問題審議会は、我が国の人口の現状及び人口問題に対する対応の方向と提言を盛り込んだいわゆる人口白書を10年ぶりにとりまとめ提出した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### I 人口

##### (2) 国際人口会議(昭和59年8月6~14日)

---

メキシコ・シティにおいて国際人口会議が開催され,10年前のブカレスト会議で採択された「世界人口行動計画」の基本的枠組に基づき,今日の世界人口の状況に対応した新たな勧告を採択するとともに,あわせて「人口と開発に関するメキシコ・シティ宣言」を発表した。

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

II 保健医療及び生活衛生

1 健康指標

(1) 公衆衛生審議会「日本人の栄養所要量について」を答申(昭和59年8月31日)

---

公衆衛生審議会は、昭和60～65年の間に使用されることとなる日本人の栄養所要量について答申を行った。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

###### (1) 「脳死に関する研究班」の発足(昭和58年9月10日)

---

臓器移植の機運が高まり脳死をめぐる議論が活発化している中、「脳死に関する研究班」が発足し、昭和49年に日本脳波学会の作成した「脳死制定基準」について現在の医学的知見に基づき見直しを行うこととした。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

#### (2) 医療関係者審議会,理学療法士及び作業療法士の需給計画の見直しについて具申(昭和58年9月14日)

---

医療関係者審議会は,従来の確保目標である理学療法士6,000人,作業療法士4,000人が昭和60年代の前年には達成され,同後半には需給が均衡するとの見通しを示し,養成力拡大から資質の向上へ施策の重点を移すべきであるとの意見を具申した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

#### (3) 「生命と倫理に関する懇談」の議事録の公表(昭和58年10月18日)

---

近時の医学・医療技術の進展に伴う倫理的諸問題について議論を進めていた「生命と倫理に関する懇談」につき第4回までの議事録を公表した。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

###### (4) 診療エックス線技師制度の廃止(昭和58年12月10日公布)

---

診療放射線技師が増加し,診療エックス線技師に対する必要性が薄れてきたため,「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」により,所要の経過措置を設けながら,昭和59年10月1日より診療エックス線技師制度が廃止された。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

##### (5) 医療法改正案の国会提出(昭和59年4月4日)

---

医療需要の増大や多様化といった医療をとりまく環境の変化の下で医療資源の効率的活用を図りつつ適正な医療を確保する観点から都道府県の医療計画の策定,実施及び医療法

人の運営の適正化のための規定の整備を主な内容とする医療法改正案を国会に提出した。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

##### (6) 歯科医師国家試験の改善(昭和59年4月24日)

---

歯科医師国家試験制度改善委員会は、試験問題のプール制の一部導入、臨床実地筆記試験の導入等を図るとともに、あわせて昭和61年から試験を年1回実施とすること等を内容とするこれまでの審議経過を報告した。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

(7) 「将来の医師需給に関する検討委員会」及び「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」の設置(昭和59年5月18日,29日)

---

これまで昭和60年までに人口10万人対で150人の医師,50人の歯科医師を確保するという目標の下に養成が進められてきたが,それぞれ昭和58年,55年に達成されたところである。

このため,今後の医療の動向を踏まえ新たな将来見通しを行うため標記の検討委員会を設置した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

(8) 看護体制検討会が「看護体制の改善に関する報告書」を提出(昭和59年6月29日)

---

看護体制検討会は,1)病院での看護部門の組織,2)看護チームの構成と配置,3)看護婦の勤務体制,4)労働条件及び就業環境,5)老人,長期慢性疾患患者への在宅ケア体制,6)看護婦の再教育訓練など多方面にわたり提言を行った。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 2 保健医療制度

##### (9) 保健所法の一部改正(昭和59年8月8日)

---

地方公共団体の実情に応じて保健所の自主的,弾力的な運営を促進し,地域における保健事業の充実強化を図るため,保健所に対する補助について従来の個別積上による定率補助方式から標準・定額を基本とし調整分を残す交付金方式に改めることとされた。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 3 保健医療対策

###### (1) 「トラホーム」予防法の廃止(昭和58年12月10日)

---

「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」により「トラホーム」予防法が廃止された。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

II 保健医療及び生活衛生

3 保健医療対策

(2) 公衆衛生審議会老人保健部会「保健事業の推進方策について」答申  
(昭和58年12月23日)

---

公衆衛生審議会は、老人保健制度に基づく保健事業の実施を軌道に乗せその定着を図ることが重要であるという見地から、国民が自分の健康は自分で作るという自覚をもつことと、保健事業の市町村行政への定着とが早急に実現すべき課題である旨の答申を行った。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 3 保健医療対策

#### (3) 精神衛生実態調査の実施(昭和59年2月～3月)

---

精神衛生実態調査は前回昭和48年度に行われたが、今後の精神衛生対策を推進するための基礎資料を得る目的で、10年ぶりに実施された。調査結果は今後の精神衛生対策推進のため積極的に活用することとしている。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

II 保健医療及び生活衛生

3 保健医療対策

(4) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正(昭和59年8月10日)

---

医療特別手当等の額が引き上げられた。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

#### 4 薬事

#### (1) 医薬品産業政策懇談会の中間報告

医薬品産業政策懇談会は、次の事項について中間的なとりまとめを行った。

1) 「我が国の医薬品産業におけるバイオテクノロジーの振興方策について」(昭和58年9月2日)

昭和58年2月の中間報告を踏まえ、(i)研究資源の確保、供給体制の確立、(ii)バイオテクノロジーによる医薬品に関する諸基準の整備、(iii)基礎研究の振興体制の整備、(iv)基礎研究と医薬品の研究開発の連携等について提言した。

2) 「我が国における医療機器産業の振興方策について」(昭和59年2月27日)

我が国の医療機器産業に関する振興政策として、(i)国の保健、医療政策に沿った開発を推進するための総合的な研究開発体制の確立、(ii)医療機器システムの有効性・安全性を確保するための総合的な品質保証体制の確立、(iii)これらを進める上で必要な助言・指導・助成等を行う総合的な技術的専門機関の設置について提言した。

3) 「我が国における化粧品産業の振興方策について」(昭和59年5月18日)

現在の我が国の化粧品産業がおかれている状況を踏まえた上で消費者ニーズの多様化等新たな環境変化に対応してより一層の振興を図るため、(i)許認可制度の改善、(ii)効能の評価、(iii)安全性の確保、(iv)情報提供、(v)化粧品に関する科学の振興、(vi)国際的協調の推進について提言した。

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 4 薬事

#### (2) 医薬品等の基本問題に関する懇談(昭和58年11月18日)

---

医薬品に関する基本的諸問題について、広く各界の識者の意見を徴し、今後の施策に反映させるため、懇談の場が設けられた。同懇談においては、1)医薬品のあり方、2)医薬品に対する規制のあり方、3)医薬品の審査承認制度、4)医薬品の研究開発と特許、5)医薬品の有効性・安全性確保のための諸制度等について検討が行われている。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (1) 生活環境審議会「今後の廃棄物処理行政の基本的方策について」を答申(昭和58年11月30日)

---

生活環境審議会は、廃棄物処理に関する諸問題について、現状と課題を整理し、より信頼性の高い安全で安心な廃棄物処理体系を確立するという見地から、適正処理の推進、資源化・有効利用、広域処理の推進、廃棄物処理行政の基盤の強化等の基本的方策について答申を行った。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (2) フグの衛生対策について(昭和58年12月2日)

---

近年、フグの全国的な需要の増大等に伴い、日本近海以外で漁獲されたフグあるいは輸入フグ等に依存する傾向が強まり、従来、我が国では見られなかったフグによる食中毒が発生するなど、新たな問題が提起されたため、可食フグの種類及び可食部位の限定、フグ処理に際しての遵守事項の設定、フグの名称の統一等により全国的に統一したフグの衛生対策を講ずることとした。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (3) 環境衛生関係営業の振興指針について(昭和58年12月20日,昭和59年8月23日,28日)

---

理容業,美容業等環境衛生関係営業について公衆衛生の向上及び増進を図り,利用者の利益に資することを目的として,以下の業種について振興指針を策定した。

理容業(昭和58年12月20日告示),美容業(昭和58年12月20日告示),飲食店営業(めん類)(昭和59年8月23日告示),旅館業(昭和59年8月28日告示)

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

II 保健医療及び生活衛生

5 生活衛生

(4) 水道水中のトリクロロエチレン等に関する暫定的な水質基準の設定  
(昭和59年2月18日)

---

トリクロロエチレン等の有機溶剤による地下水汚染に対処するため水道水中のトリクロロエチレン,テトラクロロエチレン及び1.1.1-トリクロロエタンについて暫定的な水質基準を定めた。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (5) カネミ油症事件控訴審判決(昭和59年3月26日)

---

福岡高等裁判所に係属していたカネミ油症事件第一陣訴訟の控訴審判決が言い渡された。

同訴訟の第1審判決(福岡地方裁判所昭和53年3月10日)では,国,北九州市及び(株)カネミ倉庫社長が勝訴,(株)カネミ食庫及び(株)鐘淵化学工業(以下「鐘化」と略す)は敗訴し,原告及び鐘化が控訴していたが,本判決では,北九州市を除く被告は敗訴した。

現在,国及び鐘化は上告し,最高裁判所に係属中である。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (6) 生活環境審議会「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」を答申(昭和59年3月26日)

---

生活環境審議会は、高普及時代を迎えた水道の今後の目標として、ライフラインの確保、安心して飲める水の供給、おいしい水の供給及び料金格差の是正等を指摘するとともに

に、これらの目標を達成するための基本方策を呈示した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (7) 米の残留臭素の暫定基準設定(昭和59年5月29日)

---

53年産米が数度にわたるくん蒸処理を受けていることからその安全性が論議され,残留調査の結果臭素が検出された。

このため,昭和59年5月28日の食品衛生調査会残留農薬部会報告を踏まえ,米についての残留臭素の暫定基準を50ppm以下と定めるとともに,食糧庁に対し今後出荷される米については,この基準を遵守するように申し入れた。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 5 生活衛生

#### (8) おいしい水研究会の発足(昭和59年6月11日)

---

近年,水道水源の汚濁等による水道水の異臭味問題が発生していることや,国民の嗜好が高級化してきていることなどを背景として水道によるおいしい水の供給を求める声が高くなっているため,おいしい水の水質要件の目安等を検討するための研究会をスタートさせた。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### II 保健医療及び生活衛生

##### 6 その他

##### (1) 衛生部局の組織再編(昭和59年7月1日)

---

高齢化社会への対応という視点に立って保健医療政策を総合的に推進していくという観点から公衆衛生局と医務局とを横断的に再編成し,新たに健康政策局と保健医療局を設置することとした。

また,環境衛生行政も今後より快適でより豊かな生活を追求するという観点から行政を展開していく必要があり,特殊栄養食品,健康食品等に関する業務も加え局の名称を環境衛生局から生活衛生局に変更した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 1 老人福祉

#### (1) 中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会の再開(昭和59年3月5日)

---

中央社会福祉審議会は、1)老人ホームの当面の課題、2)老人ホーム入所者の基礎的処遇の改善、3)情報の高度化時代における老人福祉のあり方の各事項について審議を行うこととなった。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 2 児童と家庭

###### (1) 児童福祉問題懇談会報告(昭和58年12月26日)

---

児童扶養手当等のあり方について審議を重ねていた児童福祉問題懇談会は、児童扶養手当制度を抜本的に見直し、新しい制度は従来の母子福祉年金の補完的機能から離れ、母子家庭の生活安定と自立促進を図ることを目的とする福祉施策として独自の役割を担うべきであるとする報告をまとめた。この報告等を踏まえ、児童扶養手当法の一部を改正する法律案が第101回国会に提出された。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 2 児童と家庭

###### (2) 離婚制度等研究会の発足(昭和59年7月6日)

---

近年,我が国における離婚件数の増加は著しく,これに伴い,離婚を原因とする母子家庭・父子家庭が増加している。こうした傾向を踏まえ,離婚問題に関連し児童家庭行政としてどのように対処すべきか等について検討することを目的として,離婚制度等研究会が発足した。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 3 心身障害者福祉

###### (1) 身体障害者オリンピックアードの開催(昭和59年6月~8月)

---

アメリカ・ニューヨーク州において、視覚障害者、切断者、脳性マヒ者の部(6月~7月)、イギリス・エイルスベリー市において、下半身マヒ者の部(7月~8月)のスポーツ大会が開催され、日本選手団は52名参加した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 3 心身障害者福祉

###### (2) 身体障害者福祉法の一部改正(昭和59年8月7日)

---

「完全参加と平等」という身体障害者福祉の理念を踏まえ、理念規定の整備、身体障害者の範囲の拡大、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等の改正が行われ、昭和59年10月1日から施行された。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 4 生活保護

#### (1) 中央社会福祉審議会「生活保護基準及び加算のあり方について」意見具申(昭和58年12月23日)

---

中央社会福祉審議会は、生活保護基準と加算について、以下の意見具申を行った。

- 1) 現在の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達している。
  - 2) 生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整が図られなければならない。
  - 3) 老齢加算等の水準は現在ほぼ妥当なものであるので、その実質的水準が今後とも維持されるようにすべきである。また、入院入所者の加算については、在宅者との均衡上見直しの必要がある。
-

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

III 社会福祉

4 生活保護

(2) 生活保護法による保護の基準の引上げ(昭和59年4月1日)

---

(1)の意見具申を踏まえ,標準4人世帯について月額148,649円から152,960円に2.9%引き上げた。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 民生委員の一斉改選(昭和58年12月1日)

---

任期満了に伴う一斉改選が行われ,173,033人の民生委員が厚生大臣より委嘱された。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 5 その他の社会福祉

###### (2) 社会福祉・医療事業団法の制定(昭和59年8月14日)

---

時代の変化に対応した新しい観点から,社会福祉の増進・医療の普及及び向上を図っていくため,社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合し,社会福祉・医療事業団とするものであり,昭和60年1月1日から施行される。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

Ⅲ 社会福祉

6 援護

(1) 中国残留日本人孤児の肉親捜しのための訪日調査(第4回昭和58年12月6日～12月19日,第5回昭和59年2月25日～3月7日実施)

---

第4回及び第5回の2回にわたり計110人の孤児を訪日させ,東京代々木のオリンピック記念青少年総合センターにおいて肉親捜しのための調査を実施した結果,計66人の身元が判明した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### III 社会福祉

##### 6 援護

#### (2) 中国帰国孤児定着促進センターの開所(昭和59年2月1日)

---

日本に帰国した中国残留日本人孤児及びその家族が早期に日本社会に溶け込み、安定した生活が営めるようになるため、センターに4ヵ月間入所させて基礎的な日本語の研修と生活指導を行う施設として、中国帰国孤児定着促進センターが設置され、2月1日に開所された。

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

III 社会福祉

6 援護

(3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正(昭和59年8月14日)

---

障害年金,遺族年金等の増額及び昭和54年に支給された戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給等の措置が講じられることとなった。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

III 社会福祉

6 援護

(4) 全国戦没者追悼式の実施(昭和59年8月15日)

---

日本武道館において,天皇陛下御臨席の下に約6,700人が参列して全国戦没者追悼式が挙行された。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

IV 医療保険

(1) 薬価基準の改正(昭和59年3月1日実施)

---

薬価基準が全面改正され,平均16.6%(医療費ベース5.1%)の引下げが行われた。

---

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### IV 医療保険

##### (2) 診療報酬の改定(昭和59年3月1日実施)

---

診療報酬については、中医協における審議を踏まえて、診療報酬の合理化の方向に沿って、緊急に結論が得られた事項について、技術料重視の観点から平均2.8%の改定が行われた。

---

---

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

IV 医療保険

(3) 「今後の医療政策の基本的方向(厚生省試案)」の公表(昭和59年4月27日)

---

健康保険法等の一部改正法案の国会審議に関連し、医療保険を中心に、医療供給体制の整備健康づくり対策の充実等保健医療制度全般にわたって、今後どのように改革を進めていくかについて、厚生省の基本的考え方をとりまとめて公表した。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### IV 医療保険

##### (4) 健康保険法等の一部を改正する法律の制定(昭和59年8月14日)

---

21世紀の超高齢化社会に備えて、医療費規模を適正な水準とするとともに、給付と負担との公平化を図ることにより、医療保険制度の揺ぎない基盤づくりをめざす健康保険等改正法が公布され、原則として10月1日より施行された。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### V 年金保障

##### (1) 国民年金法等改正案の国会提出(昭和59年3月2日)

---

社会経済状況の変化に対応し、我が国の人口構造の高齢化がピークに達する21世紀においても安定的な制度運営が確保されるよう、公的年金制度全般にわたる改革を推進していくことが急務となっており、公的年金制度の大宗を占める国民年金・厚生年金保険等の改革を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この改革は(2)の閣議決定においても、今後の制度全般の改革のあり方を方向づけるものと位置づけられている。

改正案の骨子は、1)制度体系を再編成し、共通の基礎年金を導入する、2)適正給付、適正負担を実現する、3)婦人の年金権を確立する、4)障害年金を充実することとなっている。

---

## 指標編

### 第2部 厚生行政主要日誌

#### V 年金保障

##### (2) 「公的年金制度の改革について」閣議決定(昭和59年2月24日)

---

昭和58年5月の行革大綱にのっとり,昭和59年に国民年金,厚生年金保険等の改革を行うとともに,共済年金についても昭和60年に基礎年金の導入等同様の改革を行い,昭和61年度から同時に実施するという公的年金制度改革のスケジュールが閣議決定された。

---

---